

# 高教組通信 No.4

2008年7月3日  
兵庫県高等学校教職員組合  
http://www.hyogo-kokyoso.com  
hobu@hyogo-kokyoso.com

## 県教委は、淡路の分校募集停止の違法・信義則違反の「決定」を白紙撤回せよ！

県教育委員会は、6月27日、教育委員会議すら開かず、淡路の2つの分校を募集停止にすることを発表しました。淡路では、「分校を守れ」という大きな市民運動が広がり、23日には、淡路市議会が全会一致で、2分校存続の請願を可決したところでした。

今回の県教委の「決定」には、信義則違反、違法な行政手続きなどの疑いが強い、極めて乱暴なものです。高教組は、白紙撤回を求めます。

### 1. 自ら定めたルールにすら違反し、行政の信頼を損なう信義則違反！

#### 「第一次実施計画」の小規模校の募集停止基準は満たさない

今年は「高校教育改革第一次実施計画」（以下「一次計画」）の最終年です。今年度に分校の募集停止を決定するのなら、「一次計画」の基準に基づいて決定するのが行政の筋です。

#### 「一次計画」の分校募集停止基準

分校において、入学者が募集定員の2分の1に満たない状態が3年間続き、その後も生徒数の増加が見込めない時には、原則として翌年から募集を停止し本校に統合する。（～2008年）

しかし、「一次計画」の基準に照らせば、この間、一度も定員割れを起こしていない淡路の分校が募集停止の対象でないことは明らかです。

#### 「二次計画」では来年度の募集停止はできない

そこで、県教委は、今回の募集停止「決定」の根拠を「二次計画」としました。

#### 「二次計画」の分校に関する記述

「丹有学区及び淡路学区における4分校については、地域の実情を踏まえた上で本校や近隣校との学級数のバランスを考慮し、小規模校として存続するか本校へ統合するか、その在り方を検討する」（2009年～2013年）

しかし、この「二次計画」は来年度からの5カ年計画です。「本校へ統合」するとしても、その前提は「地域の実情を踏まえた上で…その在り方を検討する」ことであり、その検討を来年4月から始めるわけですから、募集停止は再来年度以降になります。来年度の募集停止はできません。

私たちは、「実施計画」自体には反対していません。同時に、行政の示す計画には、行政が実施したい施策をあらかじめ示すことで、当事者とのやりとりを通じて施策を変更する可能性を作り出し、行政権力の濫用を抑止する意味もあります。

とりわけ、学校統廃合のような重大な影響がある施策に関しては、行政自らに裁量権を制限する

ルールを課しています。それを守ることは、国民主権の現憲法下での最低限の行政の責任です。

ところが、県教委は、自ら定めた最低限のルールにすら違反しています。こんな信義則違反がまかり通れば、行政の信頼は地に墜ちます。

#### 解説 「信義則」とは

「信義誠実の原則」。自己の過去の言動に反する主張をすることにより、過去の言動を信頼した相手方の利益を害することは許されないという法原則をいう。国や地方公共団体にも個人と同様にこの原則が適用される。

### 2. 違法な行政手続き・行政権力濫用の疑いがある

県立学校の廃止は、本来は教育委員会の「議決事項」

「兵庫県教育委員会事務決裁規則」によると、「県立学校の設置及び廃止の決定」は教育委員会の議決事項です。

#### なぜ「報告事項」ですませてきたか

ところが、従来より、学校統廃合の校名の決定は教育長決裁で行われ、教育委員会議では「報告事項」扱いでした。

2004年の鈴高・鈴西の統廃合を例にした高教組の問い合わせに対して、県教委は次のように説明しています。

1. 「高校教育改革第一次実施計画」（当時）は、教育委員会議で議決されている。
2. 鈴高・鈴西の統廃合は、その「実施計画」の具体化であるから、議決は必要ではなく、教育長決裁で決定されている。
3. 教育委員会議には、教育長決裁の結果を報告している。

#### 募集停止「決定」は無効である可能性

「実施計画」が議決されているので、その具体化である統廃合校の決定は「報告事項」でよいと

いう理屈ですが、既に述べたとおり、淡路の2分校の募集停止については、その「実施計画」に違反しています。前提を欠いていますから、教育長決裁で決めることはできません。今回、教育委員会議すら開いていませんから、違法な行政手続きであり、無効である可能性が高いと言えます。

#### 従来の扱いも事務局権限の不当な拡大

「実施計画」に学校統廃合に関する一般の方針を掲げておけば、具体的な廃止校の決定を教育長決裁できるという従来からのやり方自体、教育委員会事務局の裁量権を不当に拡大したものです。統廃合する学校の決定がもたらす影響の重大性を考えれば、一般的に統廃合する方針を議決していることが、具体的な校名の決定にフリーハンドを与える根拠にならないことは明らかです。

#### 3重の行政権力の濫用

以上のように、今回の募集停止「決定」は、  
①従来からの取り扱い自体が不当  
②その前提すら逸脱  
③教育委員会の開催・報告すらなし  
という3重の行政手続き違反といえます。信頼を取り戻すために、一旦白紙に戻すべきです。

### 生徒・保護者・地域の皆さんと共に、白紙撤回を求めてたたかいます！

以上のように、淡路の2分校を募集停止にするという県教委の決定は、行政としての法令上の手続きに違反し違法の疑いがある上に、県民との信頼関係を根本的に踏みにじる信義則違反を重ねています。

淡路学区の来年度の生徒減にどう対応するかにつ

ついては、「募集停止方針」を一旦白紙撤回した上で、地域の住民・関係者の声を十分に聞いて、検討すべき問題です。

高教組は、分校を守りたいと願う生徒、保護者、地域の皆さんと力を合わせて、淡路2分校の募集停止方針の白紙撤回を求めてたたかいます。